

## 覚書（訳）

### 名古屋アメリカンセンター・信州大学附属図書館

名古屋アメリカンセンターと信州大学附属図書館は、この覚書により 2010 年から、米国資料提供・支援パートナーシップを開始する事に同意する。

#### 目的

名古屋アメリカンセンターと信州大学附属図書館は米国と長野県の友好親善促進のため、信州大学附属図書館に米国資料コーナーを設置し、「アメリカンシェルフ」プロジェクトに協同で参画する。目的達成のため、双方が運営や情報提供で協力をする。それぞれのパートナーはこの覚書に記載されている下記の責任と義務を負う。

#### 名古屋アメリカンセンター

名古屋アメリカンセンターが下記を提供する。

1. 英語の書籍、米国に関する資料の提供。名古屋アメリカンセンターは信州大学附属図書館の協力を得て、図書館資料の選択をし、それら資料の支払いを行なう。図書館資料とは米国に関する情報や参考資料、米国社会、歴史、英語教授法及び学習法、米国留学に関するものである。信州大学附属図書館と相談のうえ資料の提供および補充をする。
2. 提供した資料や米国についてのレファレンス業務の相談と情報提供。
3. 双方に有益な影響を与える学習会やその他の講演会等の提供。
4. 米国の情報を担当する職員のための研修及び助言。

#### 信州大学附属図書館

信州大学附属図書館は下記を提供する。

1. 寄贈図書に適所への配置。信州大学附属図書館は利用者を問わず、誰もが親しみやすく資料が利用できるよう配慮をする。
2. 米国資料は自館のみの利用とせず、相互貸借などの要望があるときは、資料の有効な活用ができるよう努める。
3. 利用者から米国資料についての相談があったときは、名古屋アメリカンセンターと連携をはかり適切な情報提供ができるようにする。
4. 寄贈図書の利用状況とプログラム記録を名古屋アメリカンセンターに報告する。
5. 信州大学附属図書館に寄贈された「アメリカンシェルフ」プロジェクトの書籍等は信州大学附属図書館一箇所のみ在所蔵することを条件とする。書籍が分散されたり、他の図書館へ所蔵を移動することはできない。通知なくしての変更は本契約の解消となり、以後アメリカンシェルフの使用を禁止するものとする。

### 資金供給

2010年9月30日以後、この覚書の行為を行なうのに必要な支払いは、これらの行為に充当できる予算がある場合にのみ可能である。この覚書に基づく2010年9月30日以後の支払いに対しては、米国政府は名古屋アメリカンセンターにそのための資金が供給された後か、あるいは資金があると通知を受け取った後にのみ支払うものとする。

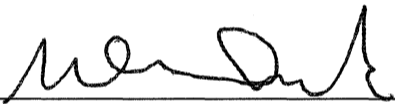
### パートナーシップ

この覚書は、両側代表権者の署名をもって効力を発する。両者のうちの一方が、この覚書を終了させる意思を書面にて通知しない限り、その効力は継続するものとする。この覚書に疑義を生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。

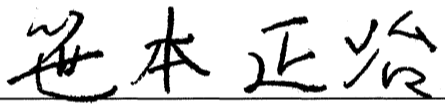
### 法的義務

この覚書は法的義務を負わないものとする。

### 署名



首席領事 マックス・カク  
名古屋米国領事館  
名古屋市中村区那古野 1-47-1



館長 笹本 正治  
信州大学附属図書館  
長野県松本市旭 3-1-1

日付:

March 29, 2010

日付:

2010年3月29日